

法 学 号 外
平成 28 年 11 月 15 日

各 私 立 学 校 長 様
(小・中・高・特)

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

「オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて（最終報告）」について
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 中村

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

事 務 連 絡

平成28年8月10日

各都道府県庁スポーツ・パラリンピック教育所管部局
各指定都市庁スポーツ・パラリンピック教育所管部局 御中
各国立大学法人総務担当課

スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課

「オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて（最終報告）」について

スポーツ庁では、オリンピック・パラリンピック教育の充実や全国展開に必要な方策等を検討することを目的として、平成27年2月に、「オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議」を設置いたしました。

同有識者会議では、平成27年2月27日から平成28年7月21日までに計9回会議を開催し、関係者からのヒアリングや検討を重ねてまいりました。

このたび、有識者会議において検討結果が「オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて（最終報告）」として取りまとめられましたので送付いたします。

本報告の趣旨も踏まえ、オリンピック・パラリンピック教育の実施及びオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの推進に御協力くださいますようお願いいたします。

また、都道府県・指定都市にあっては、教育委員会と連携を図るとともに、域内の市区町村オリンピック・パラリンピック教育担当部局のほか、関係機関及び関係団体に対しても、この旨周知くださいますようお願いいたします。

別添1 オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて 最終報告【概要】

別添2 オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて 最終報告

【本件連絡先】

スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課

電話 03-5253-4111（代表）

内線3494

オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて 最終報告【概要】

1 スポーツの価値とオリンピック・パラリンピック教育の意義

(1) スポーツの価値

・スポーツは、精神的な充足感や楽しさ・喜びをもたらし、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む基盤。スポーツには、自己充実・自己変革を促す力、社会や世界を変える大きな力がある。

(2) オリンピック・パラリンピックの理念とオリンピック・パラリンピック教育の意義

・オリパラ教育の推進には、オリンピックの3つの価値(卓越Excellence、友情Friendship、敬意/尊重Respect)とパラリンピックの4つの価値(勇気Courage、決意Determination、平等Equality、インスピレーションInspiration)が必要。
・オリパラ教育は、スポーツの価値の再認識を通じ、国際的な視野を持って世界の平和に活躍できる人材を育成するもの。

(3) オリンピック・パラリンピック教育の具体的内容

・オリンピック・パラリンピックそのものについての学び(大会に関する知識、選手の体験・エピソード等)
・オリンピック・パラリンピックを通じた学び(スポーツの価値、参加国・地域の文化等、共生社会、持続可能な社会等)

2 オリンピック・パラリンピック教育の推進体制と全国的なオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの推進

【東京都の取組】

・2016年度より、都内全ての公立学校でオリパラ教育のプログラムを推進。各学校において年間指導計画を作成し、年35時間程度を目安に展開。
・「オリンピック・パラリンピック学習読本」を全校配布。教員向けの指導書等を作成・配布。教員研修の拡充、専用ウェブサイトの構築を予定。

【組織委員会の取組】

・教育プログラム(愛称「よい、ドン!」)を展開。
・リオ大会後から、東京2020大会ビジョン等に基づいた取組を認証する制度をスタート。認証を受けたオリパラ教育実施校には大会エンブレムの入ったマークを付与。
・併せて、スポンサー企業、大学等、地方の非営利団体による教育プログラムを推進。

【政府による全国的な推進体制の構築に向けた取組】

・リオ大会が終了し、東京大会に向けた本格的・全国的な展開が求められる2017年度以降は、東京都以外の46道府県においても実践的なオリパラ教育が実施されることが必要。

・国、教育・スポーツ関係団体、企業、NPO等が連携し、オリパラ教育の全国コンソーシアムを構築することが重要。
・スポーツ庁が、東京都(先行的な取組)及び組織委員会(国庫制度)と十分に連携を図りながら、各地の教育委員会のイニシアチブに基づく取組と財政面も含めて支援する体制を整備することが必要。

スポーツ実施率向上への取組、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の活動、地方公共団体によるホストタウンの取組、被災地復興への支援、文化プログラムとの連携、スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催等を通じ、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを全国展開をすることが重要。

3 各機関におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進のための方策

【初等中等教育】

・学校現場での取組の推進(教育委員会によるオリパラ教育のプラン策定、学校運営計画への位置づけ等)
・教材や事例集等の開発・共有の推進(国によるモデル教材等の開発、東京都や組織委員会が作成した教材・事例集の共有、地域の状況に応じた追加・拡充等、IPC・JPCが連携・開発したIPC公認パラリンピック教材の試験運用)
・特別支援学校における一層の取組の推進(「Specialプロジェクト2020」等)、教員養成・研修の取組
・東京大会の観戦(特にパラリンピック競技を観戦する動機付けを高めるための取組)
・学習指導要領への位置づけ(中央教育審議会における学習指導要領の改善の審議に際して、パラリンピックの学習指導要領への位置づけをはじめ、オリパラ教育に関して東京大会後を見据えた審議が行われることを期待)

【高等教育】

・大学生への教育(教員養成学部のみならず、一般教育科目や専門教育でのオリパラ教育の充実)
・オリンピック・パラリンピック研究、スポーツ医科学や競技用具等に関する研究開発の推進
・大学を活用した地域におけるオリパラ教育の推進、オリンピック・パラリンピックに直接関わるボランティア人材の育成

【社会教育】

・公民館等の社会教育施設を通じた学習、社会教育施設における資料のネットワーク化と活用
・東京大会後もオリパラ教育に継続して取り組むためのデジタルアーカイブの構築とその活用